

令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告について

町では、令和4年分（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の確定申告を次のとおり受け付けします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から予約制とし、会場は広い申告スペースが確保しやすい以下の3か所に集約しています。以前、鹿部会館や出来潤会館で申告されていた方で別の会場に来られない方は、予約の際にご相談ください。

日	時	会場	事前予約
令和5年2月16日（木） 2月17日（金）	午前9時から午後4時まで	中央公民館	1月17日（火）から 電話7-5292 又は 税務課窓口で お申込みください
令和5年2月20日（月） 2月21日（火）	午前9時から午後4時まで	本別中央会館	
令和5年2月22日（水） ～3月15日（水）	午前9時から午後4時まで ※土日・祝日を除く	役場1階 会議室1	

1 所得(収入)のない方も 必ず申告してください	確定申告は町道民税・国民健康保険税の申告も同時に行っていますので、 所得(収入)のない方も必ず申告してください。 ただし、下記2に該当する方は不要です。(未申告の方は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減などが適用されない場合があります、所得証明書などの発行ができません)
2 次に該当する方は 確定申告は不要です	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告で申告済みの方 ・会社などで年末調整済みの方 ・公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の方 ※年末調整をしなかった収入や各種控除がある方は、確定申告が必要です ※金融機関より借入れをし、住宅を新築又は増築された方は確定申告が必要となります
3 次に該当する方は本町 で受け付けできません	土地・家屋や株式などの譲渡所得のある方は、本町で受け付けできませんので、函館税務署で申告してください。
4 申告に必要なものは 次のとおりです	<ul style="list-style-type: none"> ・給与収入がある方は、会社などから交付された源泉徴収票 ・公的年金受給者の方は、年金支払者から交付された源泉徴収票 ・自営業（漁業含む）の方は、仕入れ・売上などの経費が分かる書類 ・社会保険料（国民年金、健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）の領収書やそれに代わる証明書 ・保険会社などから交付された生命保険料、個人年金保険料や地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳又は町が発行する障害者控除対象者認定書 ・医療費控除を受ける方は「医療費通知及び領収書」又は「医療費控除の明細書」（セルフメディケーション税制による医療費控除を受ける場合は、上記に加え「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」） ・本人確認書類（マイナンバーカードやマイナンバー通知カード、運転免許証など） ・税務署から「確定申告のお知らせ」というはがきや通知書が事前に届いている方は、そのはがきや通知書
5 その他	申告書用紙は一部対象者を除き送付されません。用紙が必要な方は役場又は税務署で1月下旬から用意していますので、お受け取りください。